

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年4月4日(2025.4.4)

【公開番号】特開2024-73548(P2024-73548A)

【公開日】令和6年5月29日(2024.5.29)

【年通号数】公開公報(特許)2024-098

【出願番号】特願2024-39182(P2024-39182)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4174(2006.01)

A 6 1 K 9/08(2006.01)

A 6 1 K 47/10(2017.01)

A 6 1 K 47/14(2017.01)

A 6 1 K 47/28(2006.01)

A 6 1 K 8/49(2006.01)

A 6 1 Q 15/00(2006.01)

A 6 1 Q 5/02(2006.01)

A 6 1 Q 19/00(2006.01)

A 6 1 K 8/86(2006.01)

A 6 1 K 8/60(2006.01)

10

20

【F I】

A 6 1 K 31/4174

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/14

A 6 1 K 47/28

A 6 1 K 8/49

A 6 1 Q 15/00

A 6 1 Q 5/02

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 K 8/86

A 6 1 K 8/60

30

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月27日(2025.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗い流さずに使用する液剤であって、

(a) ミコナゾール、ケトコナゾール及びそれらの塩からなる群から選択される少なくとも1種のアゾール系抗真菌剤、(b) 液剤の総質量に基づいて、0.01ないし5質量%未過のノニオン界面活性剤、並びに(c) グリチルリチン酸及び/又はその塩を含み、界面活性剤としてノニオン界面活性剤のみを含み、

アゾール系抗真菌剤とグリチルリチン酸及び/又はその塩との含有比率(アゾール系抗真菌剤：グリチルリチン酸及び/又はその塩)は、質量比で1：0.01ないし100である、

50

液剤（但し、該液剤はホップ抽出物、アセンヤク抽出物、キラヤ樹皮抽出物、ピワ葉抽出物、地榆抽出物、クマザサ抽出物及びタンニン酸からなる群より選択される1種又は2種以上を有効成分として含むケラチナーゼ活性阻害剤を含まない）。

【請求項2】

前記液剤の総質量に基づいて、(b) 0.05ないし3質量%のノニオン界面活性剤を含む、請求項1に記載の液剤。

【請求項3】

前記(b)ノニオン界面活性剤がポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビット脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンステロール、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルエーテル、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、イソステアリン酸ポリオキシエチレングリセリル及びトリイソステアリン酸ポリオキシエチレングリセリルからなる群から選択される少なくとも1種以上である、請求項1又は請求項2に記載の液剤。

10

【請求項4】

前記液剤の総質量に基づいて、(a) 0.01ないし1質量%のアゾール系抗真菌剤、並びに(c) 0.001ないし1質量%のグリチルリチン酸及び/又はその塩を含む、請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の液剤。

【請求項5】

洗い流さずに使用する液体組成物であって、

(a) ミコナゾール、ケトコナゾール及びそれらの塩からなる群から選択される少なくとも1種のアゾール系抗真菌剤、(b) 液体組成物の総質量に基づいて、0.01ないし5質量%未満のノニオン界面活性剤、並びに(c) グリチルリチン酸及び/又はその塩を含み、

20

界面活性剤としてノニオン界面活性剤のみを含み、

アゾール系抗真菌剤とグリチルリチン酸及び/又はその塩との含有比率（アゾール系抗真菌剤：グリチルリチン酸及び/又はその塩）は、質量比で1：0.01ないし100である、

液体組成物（但し、該液体組成物はホップ抽出物、アセンヤク抽出物、キラヤ樹皮抽出物、ピワ葉抽出物、地榆抽出物、クマザサ抽出物及びタンニン酸からなる群より選択される1種又は2種以上を有効成分として含むケラチナーゼ活性阻害剤を含まない）。

30

【請求項6】

洗い流さずに使用する液剤の製造方法であって、

(a) ミコナゾール、ケトコナゾール及びそれらの塩からなる群から選択される少なくとも1種のアゾール系抗真菌剤、(b) 液剤の総質量に基づいて、0.01ないし5質量%未満のノニオン界面活性剤、並びに(c) グリチルリチン酸及び/又はその塩を含み、界面活性剤としてノニオン界面活性剤のみを含み、

アゾール系抗真菌剤とグリチルリチン酸及び/又はその塩との含有比率（アゾール系抗真菌剤：グリチルリチン酸及び/又はその塩）は、質量比で1：0.01ないし100である、

40

液剤の製造方法であり、

(A) アゾール系抗真菌剤を、ノニオン界面活性剤を含む溶液、又は、ノニオン界面活性剤及び多価アルコールを含む溶液に溶解する工程、

(B) グリチルリチン酸及び/又はその塩を水系溶媒に溶解する工程、並びに

(C) (A)で調製した溶液と(B)で調製した溶液とを混合する工程

を含む、液剤の製造方法（但し、該液剤はホップ抽出物、アセンヤク抽出物、キラヤ樹皮抽出物、ピワ葉抽出物、地榆抽出物、クマザサ抽出物及びタンニン酸からなる群より選択される1種又は2種以上を有効成分として含むケラチナーゼ活性阻害剤を含まない）。

50